

〔手数料等による実質的な下限割れ運賃に係る、国の調査から行政処分までの流れ(概略)〕

端緒情報(第三者委員会への通報、適正化機関の巡回指導等)

※第三者委員会に対する通報事案についても、速やかに国へ通知する体制を整備

国が積極的・主体的に調査等を実施

自動車部局

観光部局

調査等

貸切バス事業者への調査・監査等の実施

(手数料等の支払いにより、確保すべき安全コストを阻害していないかどうか、個別に運賃・料金の原価計算等を実施して判断)

情報共有
・連携

旅行者への調査・立入検査等の実施

(バス事業者から運送の引受に際して支払われる金銭について、目的・内容や収受状況等について調査し、手数料に該当するかどうかを判断)

※手数料等の商慣習上の取引実態等について専門的な知見による助言

第三者委員会の助言

第三者委の助言も参考に国において最終的に判断

行政処分

貸切バス事業者への行政処分

(手数料等の支払いにより、安全コストを確保していないと判断した場合、道路運送法第10条の運賃・料金の割戻し禁止違反として処分を実施)

処分
通知

旅行者に対して「業務改善命令」の行政処分

(処分を受けた貸切バス事業者との取引に関与した旅行者に対しては、旅行業法第18条の3第1項により業務改善命令を発出)

※手数料等を差し引いた運賃が、輸送の安全を確保するための経費を割り込んでいると判断した場合は、運賃を割り戻したも
のとして、道路運送法第10条違反となる。

※貸切バス事業者が道路運送法第10条違反で処分された場合、旅行の安全を確保する観点から、旅行業法第18条の3第1項による業務改善命令の対象となる。

手数料等の取引の明確化（手数料等の記載の義務化）

運送引受書の記載事項に、運送申込者に対して支払う手数料等の記載を義務付ける。（2019年5月予定）

毎事業年度、運送申込者に対して支払った手数料等の国への報告を義務付ける。（2019年度報告分～予定）

運送申込書／運送引受書・乗車券

様式(例)

運賃	円(上限額: 円 下限額: 円)
料金	円(上限額: 円 下限額: 円) (料金の種類:)
消費税	円
実費(税込)	円
(実費の詳細:)	
合計請求額	円
手数料等支払額	円

名目に関わらず、旅行者等
に支払う額を記載

営業収益	運送収入	旅客運賃 その他		
	運送雑収入	計		
営業費用	運送費用	人件費		
		燃料油脂費	ガソリン費	
			軽油費	
			LPガス費	
			その他	
		計		
		修繕費	事業用自動車	
			その他	
		計		
		減価償却費	事業用自動車	
			その他	
		計		
		保険料		
施設使用料				
自動車リース料				
施設賦課税				
事故賠償費				
道路使用料				
その他				
計				
一般管理費	人件費 その他			
計				
営業損益		合計		
営業外収益	金融収益			
	その他			
合計				
営業外費用	金融費用			
	その他			
合計				
営業外損益		合計		
経常損益		合計		

手数料等
その他

区分けを細分化

名目に関わらず、旅行者等
に支払った年間額を記載